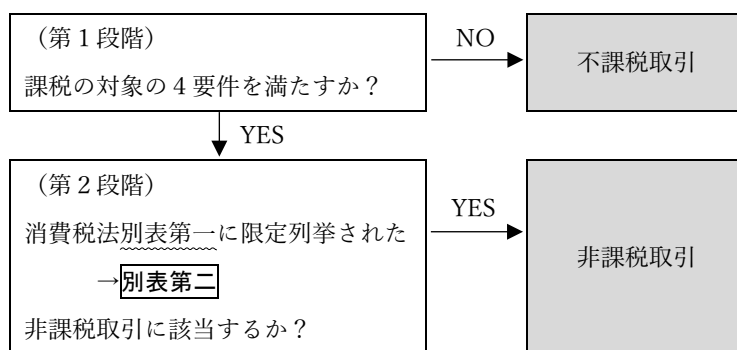


『日商簿記3級の知識に消費税の取引区分の考え方をプラスして経 理実務に活かす本』 2訂版 正誤表

本書において下記の誤りがございました。
深くお詫びいたしますとともに、ここに訂正させていただきます。

該当箇所：Chapter1 消費税の基礎知識 p.3

国内で行う取引については、次の4段階で分類し、不課税取引、非課税取引、免税取引、10%課税取引及び8% (軽) 課税取引のいずれかに分類します。



該当箇所：Chapter1 消費税の基礎知識 p.15

削除



- ① 書類作成者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 商品を引き渡した年月日又はサービスの提供期間
- ③ 商品やサービスの内容（軽減税率の対象となる取引である場合はその旨も）
- ④ 税率ごとに合計した商品やサービスの販売代金の税込価額
- ⑤ 書類の交付を受ける者の氏名又は名称

該当箇所：Chapter1 消費税の基礎知識 p.16（上から8行目）

～この経過措置は、実質的に、後に開設する簡易課税制度の第二種事業に係る計算と同じです。

→ 解説